

児童発達支援センターの設置・運営を目的とした旧津島市立津島幼稚園民間移譲事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、児童発達支援センターの設置・運営を目的とした旧津島市立津島幼稚園の民間移譲に係る移譲先法人を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

児童発達支援センターの設置・運営を目的とした旧津島市立津島幼稚園民間移譲事業

(2) 事業内容

本事業は、児童発達支援センターの設置・運営を目的として旧津島市立津島幼稚園を移譲する法人を選定するもの。

障がい児に関する地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを、未利用となっている旧市立幼稚園を利活用して設置する。

児童発達支援センターが療育の中核施設であることから、多くの経験と専門性を有する民間事業者のノウハウを活用することが適切であり、委託とは異なり事業者が替わるリスクがないため、民間移譲し設置するもの。

なお、児童発達支援センターは、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、各市町村に1か所以上設置することと規定されており、当市においても、津島市障がい児福祉計画において設置を目指すこととしている。

(3) 対象施設

- ア 施設名 旧津島市立津島幼稚園
- イ 所在地 愛知県津島市古川町3丁目64番地
- ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建て（2階部分は鉄骨造）
- エ 建築年度 昭和55年度（平成27年度耐震改修工事实施）
- オ 敷地面積 1,975.00㎡
- カ 延床面積 610.89㎡
- キ 施設内容 職員室、教室（4室）、遊戯室、保健室、更衣室兼休憩室、倉庫、便所（3カ所）
- ク 附属施設 車庫（鉄骨造、30㎡、昭和55年度建築）
- ケ その他 令和4年3月31日をもって、幼稚園施設としての利用を廃止。その後、未利用施設として現在に至る。
本施設の屋根材にはアスベスト（石綿）の含有が認められている。

(4) 移譲の内容

- ア 土地 無償貸与（10年ごとの更新）
- イ 建物 無償譲渡
- ウ 備品等 児童発達支援センターで使用する場合は無償譲渡

3. 実施形式

公募型プロポーザル

4. 提案を求める主な項目

- (1) 地域の障がい児支援の中核施設である児童発達支援センターの役割に関する提案
- (2) 長期的な運営に関する提案
- (3) 業務体制に関する提案
- (4) 地域の障がい児支援に関する現状把握及び分析や将来展望に関する提案

5. 日程（予定）

- 令和6年2月21日（水）公募要領の配布
～3月12日（火）
 - 令和6年2月29日（木）説明会
 - 令和6年2月29日（木）
～3月4日（月）質問事項の受付
 - 令和6年3月5日（火）質問に対する回答（ホームページ）
 - 令和6年3月6日（水）
～3月12日（火）提出書類の受付
 - 令和6年3月21日（木）
～3月25日（月）選定委員会によるヒアリング・審査
 - 令和6年3月下旬 選定結果の通知
 - 令和6年4月1日（月）建物等の無償譲渡の仮契約
 - 令和7年4月1日（火）土地の無償貸与の契約
 - 令和7年4月1日（火）建物等の無償譲渡の契約
 - 令和7年4月1日（火）移譲予定日
 - 令和8年度（県の指定後速やかに）児童発達支援センターの開設
- ※日程は前後することがある。

6. 参加資格

以下のすべての要件を満たす法人とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第6条の2の2に規定される児童発達

- 支援事業の運営実績を5年以上有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者でないこと。
 - (3) 市から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 法人税、法人市区町村民税、消費税及び地方消費税が未納でない者であること。
 - (5) 児童発達支援センターを運営するにあたって、必要な資力、信用があり長期的に安定した運営ができること。
 - (6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから1年を経過した者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (8) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
 - (9) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）に基づく排除措置を受けている法人でないこと。

7. 移譲の条件

- (1) 移譲法人において、児童福祉法第43条第1号に規定される福祉型児童発達支援センターを設置するための以下の認可、指定又は許可の申請を行うこと。
 - ア 児童福祉施設を設置するための、児童福祉法第35条第4項に規定される愛知県知事への認可の申請
 - イ 障害児通所支援事業を行う者としての指定されるための、児童福祉法第21条の5の3に規定される愛知県知事への指定の申請
 - ウ 本施設の用途を現状の幼稚園から障害児通所支援事業所に変更するための、都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定される津島市長への許可の申請
- (2) 施設（建物）の所有権移転登記は津島市において手続きを行う。
ただし、登録免許税及び移譲法人の公的証明書の交付手数料等、登記手続きに必要な費用は移譲法人が負担すること。
- (3) 移譲法人自らが、本施設を運営すること。
- (4) 児童発達支援センターの設置後、10年間は同施設としての指定用途に供すること。指定期間内に用途の変更をする場合は、原則として移譲法人において敷地内の施設をすべて撤去すること。
また、指定期間経過後も、用途の変更又は第三者への譲渡をしようとするときは、市に協議し、許可を得なければならない。
- (5) 原則、津島市在住の児童を受け入れすること。
- (6) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定される児童発達支援を行うこと。

- (7) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定される保育所等訪問支援を行うこと。
- (8) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定される障害児相談支援を行うこと。
- (9) 障がい児を預かる施設への援助及び助言を行うこと。
- (10) 医療的ケア児及びその保護者への対応に係る支援体制を整備すること。
- (11) その他児童発達支援センター関し必要な業務を実施すること。
- (12) 市役所等関係機関との連絡調整を行うこと。
- (13) 運営にあたっては、保護者の意向を把握するとともに、保護者の要望に対しては誠意をもって対応すること。
また、地域関係者との話し合いの要請に応じ、地域に根差した運営に務めること。
- (14) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令の規定を遵守し、個人の権利利益を保護すること。

8. 移譲に係る土地、建物、備品等の概要

(1) 土地

本施設での児童発達支援センターの運営の継続を条件に、契約を締結し、無償で貸与する。貸与を受けた土地の維持管理については、移譲法人が責任をもって自己負担することとし、許可なく目的以外に使用することはできない。なお、貸与期間は、移譲した日から10年間とし、その後の取扱いについては、貸与期間満了の日の6か月前までに、双方から何ら意思表示がされない場合は、当該貸与期間満了の翌日から起算して、さらに貸与期間を延長するものとし、その後もまた同様とする。

(2) 建物

建物は、現状有姿のまま無償で譲渡する。

(3) 備品等

施設の備品は、移譲後の用途で使用する場合に限り、無償で譲渡する。なお、移譲した備品以外に運営上必要となる備品については、移譲先法人の負担により確保するものとする。

9. 本施設・設備の改修、改築又は新築等に伴う助成

移譲後の施設・設備の改修、改築又は新築等については、こども家庭庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱に基づき算定される交付額の2分の1を1回に限り助成する（本施設の解体撤去を行わない場合、令和5年度における助成限度額は1,906万3,000円である。）。

改修、改築又は新築等を行う場合は、あらかじめ事業計画書を作成し、市が指定した書類により申請等するものとする。

なお、改修、改築又は新築等について、国や県等の補助金等の制度を利用できる場合は、補助制度の利用を優先すること。

10. 募集内容

(1) 募集方法

津島市公式ホームページにおいて本要領等を公開する。また、津島市役所1階健康福祉部福祉課においても本要領等を配布する。

(2) 提出期間及び時間

期間：令和6年3月6日（水）から令和6年3月12日（火）まで

時間：持参の場合は上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は書留郵便によるものとし、受付期間内必着とする。

(4) 提出先

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市健康福祉部福祉課

11. 説明会

(1) 開催日時及び場所

令和6年2月29日（木）午後2時 津島市内

(2) 申込方法

別添の説明会参加申込書（別紙1）に法人の氏名及び参加する者（2名以内）の氏名を記入の上、FAXまたは電子メールにて提出すること。

(3) 申込期限

令和6年2月28日（水）午後5時まで

12. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問票（別紙2）に記入の上、FAXまたは電子メールにて提出すること。

(2) 期限

令和6年2月29日（木）から令和6年3月4日（月）午後5時まで

(3) 回答方法

質問票到達後、質問者に対しFAXまたは電子メールにて提出する。回答は、当該内容が申請者の独自の提案に関わるものと判断される場合を除き、受付期間終了後、すべての申請予定者に情報提供する。また、津島市公式ホームページにおいても回答を掲載する予定。

13. 提出書類

(1) 申請書類

申請にあたっては、以下の書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

ア 児童発達支援センターの設置・運営を目的とした旧津島市立津島幼稚園民間移譲申請書（様式第1）

イ 児童発達支援センターの設置・運営に係る事業計画書

ウ 児童発達支援センターの設置・運営に係る収支計画書

※様式は任意だが、参考様式に記載のある項目は必ず記載すること。

エ 申請に必要な資格を有することを証する書類（任意様式）

オ 定款、寄附行為その他民間移譲を受けようとする者の目的、組織及び運営の方法を示す書類（任意様式）

カ 法人の登記事項証明書

キ 民間移譲を受けようとする法人の従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況がわかる書類

(ア) 過去3年間の法人税、法人等所在地の市区町村民税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(イ) 過去3年の貸借対照表

(ウ) 過去3年の損益計算書

(エ) 過去3年の人員数

各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、1日あたり8時間の勤務時間で1人と換算すること（勤務時間数が1日4時間の場合は0.5人となる）。

ク 個人情報の外部提供同意書（津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書関係）

ケ 誓約書

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和6年3月12日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部、その写し11部提出する。

正本には、押印し、副本には原本証明すること。

正本・副本ともに、目次・ページ数を付けてファイルに綴り、ファイルの表紙には、申請する施設及び申請書の名称を表示すること。なお、「ク 個人情報の外部提供同意書」については、正本1部とする。

14. 申請にあたっての留意事項

- (1) 提出書類の規格は、出来合いのパフレット等を除き、原則A4判縦とする。
- (2) 提出書類には、申請者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- (3) 提出書類の内容を変更することは認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずることがある。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 書類提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担となる。
- (8) 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。

15. 審査方法

本要領等に基づき提出された提出書類に基づき、児童発達支援センターの設置・運営を目的とした旧津島市立津島幼稚園民間移譲選定委員会にて審査する。

(1) 審査の流れ

審査に当たっては、提出書類等によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査する。

(2) 審査の方法

ア 学識経験を有する者その他の外部有識者で構成する組織の選定委員会にて審査する。

イ 総合評価の判断基準として点数制を採用するが、別表の各審査項目の合計得点の最も高いものを移譲候補法人とし、2番目に高い者を次点移譲候補法人とする。

ウ 選定委員会の審査結果を踏まえ、最も適切と認められる者を移譲候補先で決定する。

(3) 審査項目

審査項目は別表のとおりとする。

(4) 審査結果の通知

審査を受けたすべての申請者に対し、審査の結果を通知する。通知日については、令和6年3月下旬を予定している。

(5) 仮契約の締結

建物等の無償譲渡に係る議会の議決を経るまでの間に、無償譲渡に関する仮契約を締結する（3月）。

16. 情報公開及び提供

市は、申請書類その他申請者から提出された書類は、津島市情報公開条例に基づく開示

請求があったときは、同条例の規定に基づき、開示請求者に開示するものとする。ただし、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められた情報は、開示しない。

なお、移譲候補法人の選考に影響があると認められる情報について開示請求があった場合は、津島市情報公開条例に基づき、移譲法人の選定後に開示するものとする。

17. その他

(1) 費用負担

ア 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とする。

イ 議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、児童発達支援センターを設置するための準備のために支出した費用については、一切補償しない。

(2) 参加辞退の場合

書類提出後に申請を辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(3) 失格事項

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講ずることがある。

イ 選定委員会委員、市職員及び本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。接触の事実が認められた場合には、失格となることがある。

ウ 申請方法、提出期限等が守られなかった場合、提出書類の不備がある場合、募集要領に違反又は著しく逸脱した場合、不正行為があった場合には、失格となることがある。

(4) 著作権

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、本移譲法人選定実施に関する報告等のため、必要な場合には提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

18. 添付書類

(1) 施設案内図

(2) 施設の見取図

(3) 施設備品一覧

(4) 津島市における障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の実績（平成30年度～令和4年度）

(5) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署締結）

(6) 津島市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年津島市条例第17号）

(7) 都市計画法第34条第14号に基づく愛知県開発許可審査会基準（該当部分抜粋）

19. 様式等

- (1) 別紙1 説明会参加申込書
- (2) 別紙2 質問票
- (3) 申請書(様式第1)
- (4) 児童発達支援センターの設置・運営に係る事業計画書及び収支予算書(参考様式)
- (5) 個人の情報の外部提供同意書(津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書関係)
- (6) 誓約書

20. 問い合わせ先

担 当 津島市健康福祉部福祉課

担 当 者 神田、古田

所 在 地 〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話番号 0567-24-1115

Eメール fukusi@city.tsushima.lg.jp

審査基準表

別表

審査基準		審査項目	審査基準配点
1	市民の平等な利用が確保されること。	基本理念	10
2	事業計画書の内容が、施設の設置目的を最も効果的に達成できること。	健康管理	40
		事業内容	
		サービスの質の向上を図るための具体的手法	
		利用者の要望、苦情の対応	
		緊急時等に対する対応	
3	施設を安定的に運営することができる物的能力及び人的能力を有していること。	安定的な運営が可能となる経理的基盤	35
		組織の構造、人材の配置と資質、職能	
		個人情報保護	
		環境保全	
4	サービス向上のため、将来展望を見据えた提案事項を有していること。	ニーズの把握と分析	15
		サービス向上のための提案事項	
		施設整備計画	
配点合計			100